

## 第3類 人 事

### ○ふじみ衛生組合職員定数条例

(平成3年5月27日)  
(条例第6号)

(定義)

第1条 この条例で「職員」とは、管理者の事務部局に常時勤務する吏員その他の職員（臨時に雇用される者を除く。）をいう。

(職員の定数)

第2条 職員の定数は、15人とする。

- 2 兼職職員、休職者及び公務上の災害又は通勤による災害により引き続き90日を超える欠勤者（以下「公務災害休業者」という。）は、定数外とする。
- 3 休職者及び公務災害休業者の復職により第1項の定数に過員を生じた場合は、一時その現在数をもって定数とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。